官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の一部を改正する件（厚生労働一四四）　一
〔その他告示〕
○昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件（国土交通三一一）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産関係　三
特殊法人等
国立研究開発法人建築研究所、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録関係　三
会社その他
会社決算公告　三七

法規的告示

○厚生労働省告示第百四十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）を実施するため、厚生労働科学研究費補助金等取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号）の一部を次の表のように改正し、令和七年度以降の年度分の補助金に適用する。

令和七年四月十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿